

ベビーシッター利用割引券について

(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

内閣府子ども・子育て本部が実施している事業であり、繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている厚生年金提供の医療機関等の労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用料金の一部を負担する制度である。

対象者	乳幼児又は小学校3年生までの児童の保護者（*条件により6年生まで対象となる場合あり【裏面に記載】）
利用目的	配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により就労が困難な状況にある場合（職場への復帰を含む）
割引額	1枚当たり 2,200円 の補助
利用限度	<u>1日一人につき1枚利用可能</u> 、但し1回の使用枚数の上限は利用料金を超えないこと（対象児童2名で料金3,000円の場合は1枚のみ使用可能）
支給枚数	児童一人につき 24枚/月 、 280枚/年

申請枚数	<u>上限4,800枚</u> （労働者数3,000人以上企業の場合）
経費	1枚につき180円の手数料（最大購入の場合 ⇒ 864,000円）
処理	不使用の割引券は返却可 （毎年4月15日までに前年度分を送付する。返却手数料1,000円/回）

